救助実施市指定基準検討会議(第1回)

議事録

日 時 平成30年8月28日 (火) 9:59~11:43

場 所 中央合同庁舎第8号館4階 407-1会議室

〇内閣府参事官(被災者行政担当) それでは、定刻となりましたので、ただいまから「救助実施市指定基準検討会議」の第1回目を開催いたします。

出席者の皆様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきまして、まことにありが とうございます。進行を務めます参事官の大武でございます。どうぞよろしくお願いいた します。

本会議につきましては、事前に皆様に御連絡しておりますとおり、報道機関の方々に会議内容を公開することとしております。また、撮影については会議冒頭のみとしておりますので、報道機関の皆様におかれましては、これ以降の撮影につきましては御遠慮いただきますようお願いいたします。

それでは、議事に進む前に、まず、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第

座席図

救助実施市指定基準檢討会議開催要綱

救助実施市指定基準検討会議(第1回)出席者名簿

資料1 災害救助法の一部を改正する法律の概要

資料2 国会での議論のポイント

資料3-1 救助実施市の指定基準(たたき台)について

資料3-2 災害救助法の適用基準について

資料4 これまで議論された広域調整の考え方

資料 5 災害救助法の一部を改正する法律案関係資料

資料6 災害救助法の一部を改正する法律の公布について (通知)

参考1 災害救助法の見直しの経緯

参考2 災害救助に関する実務検討会(最終報告)

以上、13点でございますが、お手元におそろいでしょうか。不足等がありましたら事務 局までお申し出ください。

それでは、議事次第をごらんください。本日は、ここにありますような流れで進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

また、議事の記録のために、発言者におかれましては所属とお名前を発言の前に述べて いただきますようお願いいたします。

それでは、議事を進めます。

本来は、会議に御参加していただいた方の御紹介をし、一言ずつ御挨拶という流れかと

存じますが、本日は1回目ということもあり、内閣府から資料説明後、皆さんお一人ずつ に御発言をお願いしたいと考えております。参加者の御紹介は机上配付の資料にかえさせ ていただきます。

では、本日の配付資料につきまして内閣府の安藤より御説明申し上げます。

〇内閣府企画官(被災者行政担当) 内閣府の安藤でございます。お疲れさまでございま す。

資料でございますけれども、これを全て説明申し上げるということはせずに、資料1から資料4までを御説明申し上げるという形にいたしたいと思っております。資料5以下は参考資料という位置づけでご覧いただければと思います。

まず資料1でございます。一枚紙で「災害救助法の一部を改正する法律の概要」をつけております。ここにいらっしゃる方はもう既に御存じだとは思いますけれども、今回、災害救助法を改正させていただきまして、指定都市を念頭に救助実施市の指定制度を導入するということ、また、これにあわせて、都道府県の広域調整というものを規定しているということ、また、救助実施市となった場合は災害救助基金を積み立てなければならないといった法律の概要を記しています。

資料2でございます。ここからは初出の資料になろうかと思いますので、ここからは少し丁寧に御説明申し上げたいと思っております。

今回、災害救助法の改正法につきましては、5月24日の衆議院災害対策特別委員会、6月6日の参議院災害対策特別委員会でそれぞれ国会の議論がされております。そこにおきまして今回の指定基準を考えるに当たってのヒントとなる国会答弁等を集約しております。1ページ目から4ページ目までは指定基準の国会答弁でございますけれども、これは資料3-1に尽きておりますので割愛させていただきまして、資料2の4ページ目から御説明申し上げたいと思います。

資料2の4ページ目、4行目の「(都道府県知事の意見聴取について)」でございます。 これは5月24日の災害対策特別委員会のもとむら賢太郎先生からの御質問で、意見聴取規 定が法律にあるが、どのように解釈するのかということ、また、知事が反対した場合、当 該市が指定されないのかという御質問でございます。

これにつきまして小此木国務大臣からは、救助実施市の指定に当たっては、申請に基づき客観的な指定基準に該当するものを指定すること。都道府県知事の意見聴取は、指定基準には都道府県と救助実施市において調整・連携体制がとれていることなどを定めることを念頭に置いており、意見聴取はこれらを確認するものであるというものでございます。なお、この意見聴取を行った結果、否定的な意見が出された場合は、その趣旨などについて詳細を確認することとしており、両当事者から状況を伺った上で、指定都市側に調整不足がある場合は国として丁寧な対応をしてまいりたい。ここの「丁寧な対応」というのは、意見の相違がある場合、国が間に入って丁寧に対応していきたいといったようなことを想定させていただいております。

続いて、5ページ目「(都道府県知事の連絡調整について)」というところでございます。 小宮山泰子先生から、都道府県の知事の連絡調整についてはこの対象となる関係者とはど のような範囲を指すのかを確認したいといったこと、また、実際に連絡調整相手先という のは県内の企業に限られるのか。もっと言うと、例えば全国的に展開をしている輸送会社 だとか、いわゆるスーパーマーケットのチェーンだとか、そういったものも含めてやるの かという御質問をいただきました。

これにつきましては、実際の救助を被災者に提供するとき、その内容に応じて定まるという形になると。例えばプレハブ住宅を提供するということであれば、全国単位で資材を調達するものになるので、全国単位であり、県外企業も含めたことにもなる。また、借り上げ仮設ということになると、県ごとに宅建協会、あるいはちんたい協会などがあるので、そういった方々と調整をするといったようなこと。こういった団体と調整することを考えているといった答弁をさせていただいております。

続きまして、6ページ目でございます。これも都道府県知事の連絡調整についての御質問で、もとむら賢太郎先生から、広域調整が複雑になって、資源の先取り、救助内容の公平性が損なわれることに対する懸念が知事会から示されているわけでありますが、広域調整機能に強制力があるのかどうかを伺うといったことです。

前段は先ほどの答弁と同じ内容なので省略させていただきますが、まず前提として、今回、救助実施市になるという市は都道府県の調整のもとで救助体制をとることができる市であるといったこと。そうしたことから、資源の先取りや救助内容の公平性が損なわれることがないように、都道府県による災害対策基本法における総合調整や本法案における連絡調整について救助実施市においても従うべきものと考えているという形で答弁をしております。

この心は、そもそも救助実施市になるということは、都道府県のもとで調整をやります ということが前提になっている市であるということですので、およそ都道府県の連絡調整 に従わない市はあり得ないであろうということを念頭に置いております。

次は、これも実務検討会で御議論があったところですが、「(都道府県と救助実施市の特別基準の水準について)」です。救助実施市である指定都市と周辺都市のばらつきがあった場合はどうするのかという形で、小宮山泰子先生から御質問をいただいております。これにつきましては、小此木国務大臣より、特別基準の協議というのは都道府県、救助実施市、それぞれバイで、国の間で調整をするのが、その実施状況の内容を国、都道府県、救助実施市との間できちんと共有をし、協議を受ける内閣府においても不当な格差が生じないことを確認して、救助のばらつきが生じないように努めてまいりますという形で答えております。

最後に「(指定の取消しについて)」でございます。これは、浜口誠先生から、指定の取消しも可能という形になっているのだけれども、どういう場合に取り消すのかということでございます。指定取消しの制度につきましては、政府参考人より、被災によって指定都

市の市役所機能が長期間にわたって完全に麻痺する、あるいは業務の指揮もできないという場合、指定の取り消しをする場合があり得る、そういう検討をしなければならないということで、通常の場合にはほとんどないのではないかと考えているという答弁をさせていただいています。

こういったことが国会で議論となりました。

また、資料3-1に書いておりますけれども、指定の基準についてどのように設けるのかについては再三再四議論になったところでございますが、ここのペーパーに書いてある 4項目に収れんするという形で国会答弁をさせていただいております。

1点目は「救助実施となる市(指定都市)と都道府県の調整・連携体制」です。

1つ目の「●」は、当たり前のことなのですけれども、協議・調整体制が整備されているということで、定期的な連絡会議、また、発災時に県の対策本部の中で連絡調整ができることなどをマニュアル化するといったこと。

2つ目の「●」ですけれども、事前に都道府県が策定する地域防災計画、協定などに基づく物資配分計画のもとで市が救助実施をする体制にあること、また、発災後の被害の状況に応じて都道府県の調整のもとで事前に定めた物資配分計画を修正することができる体制があるといったこと、こういったものを念頭に置いておるところでございます。

2点目で「一定の組織体制」という形で、都道府県と連携し、災害救助法の実務遂行が できる組織または職員を有すること。

3点目で「一定の財政基盤」という形で、事務処理に当たって都道府県が負担すべきと されている経費を負担できる財政力があること。

4点目で「関係機関との調整」という形で、国の機関(地方整備局、地方運輸局等)と 協定等に基づき、連携体制がとれること。

ということを入れております。ちなみに、この国の機関、地方運輸局の後ろの「等」というのは、例えば地方厚生局であったり、都道府県労働局であったり、要は国の機関ということを念頭に置いております。「協定等」の「等」というのは、いわゆる紙にしたやりとりだけではなくて、例えば申し合わせだとか、名称にとらわれず、そういったものというようなことを念頭に置いております。

2つ目の「●」は、広域調整のもとで、業界団体(土木建築工事、不動産、運輸関係機関等)と協定等に基づき、連携体制がとれることということで考えておるところでございます。

当面の間は指定都市に限るものという形で考えております。

これにつきましては、まだ抽象的なものでございますけれども、今日の御意見だとか、 今後、指定都市と包括道府県のヒアリングを内閣府のほうで事務的に行うこととさせてい ただいておりますけれども、そうした中で御意見だとかをいただきながら、より精細なも のを2回目の会議で出していきたいと考えておるところでございます。

続きまして、資料3-2でございます。災害救助法適用基準がございますが、この適用

基準は1号から4号という形になっております。1号は、市町村内の一定の滅失世帯数があること。2号と3号前段というところにつきましては、都道府県で一定の滅失世帯数があるとともに、市町村内で一定の滅失世帯数があることという形になっておりまして、今回、救助実施市というものが創設されますので、この都道府県内の人口に救助実施市の人口を含めるかどうかということについて1つ残された論点としてございます。これについても御意見をいただきたいと思っております。

ここにつきましては下の「〇」で(第1案)(第2案)と書いておりますけれども、2つの考え方があるということです。第1案は、2号、3号の適用については包括道府県の人口の中に従前どおり救助実施市である指定都市の人口も含めるという考え方。案の2は、救助実施市は独立した救助主体という形で考えまして、県と対等という形で、包括道府県の人口から救助実施市の人口を除くというパターン。この考え方は、いわゆる東京都と神奈川県というイメージ。東京都と神奈川県というのは、当然、2号、3号については人口を合算したりしませんので、そういう形で、本当に独立したという形で考えるかどうかということについて1案、2案という形でつくっております。

これで何が変わるか。次のページを見ていただきますと、下にある別表第2というのがいわゆる2号のほう、別表第4というのが3号前段のほうの都道府県の人口の滅失世帯数を書いておりますけれども、これが実際に宮城、新潟、静岡、京都、広島、福岡で、仮にそれぞれの所在する指定都市が救助実施市になった場合、この6県につきましては、下の人口の滅失世帯数が少なくなるという関係になっております。

これによってどのようになるのかということで、簡単な粗いシミュレートをしたものが 3ページ目以降でございます。 3ページから 5ページにわたって例えばという形で書いて おります。 3ページ目は、例えば宮城県で鳴瀬川という川をとりまして、そこの流域で人口滅失世帯数が1,500となる災害が発生したと仮定した上で、本当であれば、災害であれば 偏りがあるので単純に人口割ができないのは重々承知はしておりますが、仮に人口割で同じような被害がその流域にあった場合について考えたときに、仙台を含めた場合と仙台を含めなかった場合に、色麻町の救助が可能になるかどうかというところが分かれてくるというところがあります。

次、4ページ目でございますけれども、今度は、筑後川と矢部川という福岡県の例をとりましてシミュレートしたものでございます。これもそれぞれの市の人口割でやっておりますので、純粋にこれが本当に適用になるかという問題はありますけれども、仮にこうした場合、救助実施市の人口を含めるかどうかによって大刀洗町の適用が変わってくるという問題が生じるということ。

5ページ目は、新潟県の信濃川流域で大規模水害が起きたというパターンでございます。 これについて、新潟市を含めるかどうかによって、小千谷、加茂、十日町市の2号適用に ついて変わってくるという状況になります。

これをまとめたものを6ページに書いております。当然ながら、災害というのは人口割

で起こるものではなくて、災害の状況だとか、地形だとか、その災害の態様によって変わってくるものなので、一概にこれがこのとおり言えるというわけではございませんが、1 つの影響としては、救助実施市以外で起きた場合と救助実施市を含むか含まないかで法の適用についてが変わってくるという問題が生じるということ。また、2号、3号前段に救助実施市の人口を含めたという場合、どういう形で適用をやっていくかという実務の問題が生じるということ。また、2号、3号について救助実施市の人口を県から除いた場合、救助実施市である指定市は、1号基準を満たさない場合は2号、3号前段についての法適用がほとんど不可能になるという状況になります。これをどう考えるかというのがある。

もう一つは、指定都市については、今は区全体、もしくは区域ごと、もしくは市全体という形で実際にカウントすることになっています。市町村の判断において。そういうことも加味してどちらがいいのかということについても御意見をいただければと思っております。

次、資料4でございます。これは、協議の場という形で、今年の2月から開催させていただいた会議の2回目のほうで出させていただいた資料でございます。ここにも先取りについての考え方を示しております。主に下のほうの4つの「●」のところですが、救助法が改正されても、都道府県が広域調整機能を持って、資源配分については引き続き担当するということ。また、都道府県が指定都市、業界団体と連携し資源配分を行うといったこと。都道府県の物資配分の枠組みの中で救助実施市は事務を担当するといったこと。当然ながら、事前にすべからく想定することはできませんので、実際に発災後に実情に応じて適宜取り決めを修正するという形で対応していくという考え方を書かせていただいております。

以上、急ぎ足でございましたが、私から資料についての御説明でございました。

〇内閣府参事官(被災者行政担当) ただいま企画官の安藤より説明させていただきましたが、本日、内閣府より資料 3-1 「救助実施市の指定基準(たたき台)について」を御提示させていただきました。また、宮城県さん、愛知県さん、兵庫県さんに御参加いただき、本年 3 月に開催した協議の場に提出しました資料 4 「これまで議論された広域調整の考え方」を改めて御提示させていただきました。本日は、こうした資料をたたき台に御議論をお願いできればと考えております。

それでは、本日は1回目ですので、皆さんから御挨拶を兼ねて一言ずつ御発言いただき たいと思います。

まずは、都道府県側の皆さんから御発言をお願いしたいと思います。その次に指定都市側の皆さん、その次に日本赤十字社さん、続いて関係団体の皆さんの順番でお願いしたいと思います。

また、本日はオブザーバーとして、全国知事会さん、指定都市市長会さんからも御参加いただいておりますので、都道府県側、指定都市側のそれぞれ最後に御発言をお願いします。

なお、20人の皆さんに御発言をお願いいたしますので、お1人様3分ぐらいでお願いで きればと存じます。

それでは、都道府県側からお願いいたします。

では、宮城さん、お願いします。

○宮城県 宮城県の林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。発言は着席をさせていただきます。

災害救助法が改正されましたということで、今後、当然、被災された方々の救助がどのように進められるべきかということを中心に議論、検討をさせていただきたいと考えております。

我々、東日本大震災を経験させていただいております。その際に、政府の現地対策本部を宮城県庁の中に設置していただきました。県の災対本部と一体となっていろいろと対応を進めていただいたという経緯がございまして、これまで経験したことのない震災への対応といったものが、あれがベストだったかどうかというのは言い切れない部分はございますが、我々としてはできる限りのことが行われていたのかなと考えております。

そういった意味で、今後、政令市の中から救助実施市が指定された場合においては、当然、その救助実施市とも連携をした形で災害対応を行う必要があるということで、今回、 災対本部のようなものが設置された際には、ぜひ救助実施市からも意思決定のできるよう な方に御同席いただきたいと考えているということが1つ。

それから、きょう御提示いただきました資料3-2の災害救助法の適用基準のかかわりで申し上げますと、救助実施市が指定されるされないによってその他の市町村に影響が及ぶというのは余り好ましくないのかなと考えております。例えば、取り消しなどという規定もございますけれども、取り消しされた途端に適用対象になったり、外れたりということがあったりするのも不都合かなと思いますので、他の市町村に影響がないような形をぜひ念頭に置いて御検討いただければありがたいと思っております。

最後に、今後、基準については具体化されていくというお話がございました。都道府県から意見を出す際にも、客観的な基準に基づいて御意見申し上げなければいけないと考えておりますので、その点についてはよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○神奈川県 神奈川県の花田と申します。よろしくお願いいたします。

神奈川県におきましては、災害救助法の改正については全国知事会と歩調を合わせる形で当初は反対ということで、内閣府には結果的にはいろいろと御迷惑をかけたような形になりましたけれども、慎重審議の上、国会で改正法が通ったということで、法律に基づく行政を進めるという観点から、本県知事も、権限移譲について、県民の命を守るという観点でプラスであればそれはしっかりと検討していこうというスタンスで、スタンスが変わってございます。

そうした中で、本県におきましては、きょう、指定都市側・横浜市さんも在席されてお

りますけれども、県と横浜市で、副知事、副市長の間でしっかりと協議を進めていきましょうという合意をゴールデンウイーク前にさせていただいて、現在、特に住宅・医療の分野を中心に協議を進めさせていただいております。

その中で、県側の論点といいますのは、やはり資源の配分をどうするのかというところが一番大きな課題になっております。資源の配分につきましては、今、宮城県さんからもお話がありましたけれども、県と救助実施市だけの取り決めということではなくて、本県も大きな声は出ておりませんが、一部市町村からは、救助実施市に資源配分をとられないかどうかという不安の声はやはり聞こえてまいります。そうしたことから、本県も横浜市さんと協議を始めるに当たって、他の一般市町村に対して、県としては協議を進めていくけれども、一般市町村には迷惑をかけない方向で協議を進めていくという文書も出させていただいておりますので、指定基準に載せるかどうかは別として、本県のオリジナルルールとして、仮に救助実施市の申請が上がってくれば、他の市町村にも説明をしっかりと申し上げて、他の市町村に影響がないのだということを御了解いただくというワンクッションも入れさせていただきたいなと考えてございます。

また、資源配分に関しましては、当然、事業者団体の皆さんとも調整をしなければいけません。協議の場でも意見を拝聴いたしましたけれども、事業者団体の皆さんからは県と指定都市の両方から発注が来た場合にどう対応したらいいのかと非常にお悩みの声を記録上いただいておりますので、その辺も含めて、まずは県と政令市で協議を進めて、さらには関係する事業者団体、住宅関係団体であるとか、そういったところと協定を見直すなり、あるいは新しくこういうふうな資源配分でいくのだよということを御了解いただかないと、行政側で了解していても団体さんが困ってしまうということもありますので、そこは一般の方、あるいは他の市町村の方に対して何らかの約定という形で、この指定基準にも書いてありますが、地域防災計画に定めるとか何らかの取り決めをする。そういう対外的に約束ができているということをしっかりと見せることがある意味客観性の担保になるのかなと考えてございます。

いずれにいたしましても、本県としては、指定基準に当たってはできるだけわかりやすくしていくことが重要だよねということは、恐らく他県の意見と同様かと思いますけれども、横浜市あるいは川崎市、相模原市も含めて本県は具体的に動きつつありますので、またその辺は内閣府さんの御指導もいただきながら、県民の命を一人でも救うという観点でよりよい方向で進めていきたいということで本県としては考えてございます。

以上でございます。

○三重県 三重県の福永でございます。どうぞよろしくお願いします。

きょう参加させていただいている6県の中では、三重県だけが県内に政令指定都市がございません。全国知事会の危機管理・防災特別委員会の委員長県として参加させていただいているものと認識しております。全国には政令指定都市を持つ県が15都道府県ございまして、その中で5県が参加いただいていますので、私からは、残る10県の御意見、事前に

少しアンケートもとってございますので、その中から幾つか御紹介したいのです。全体的に、今のたたき台の基準は非常に抽象的でまだまだ具体性がないので、もう少しきっちりとしたものにしなければいけないのではないかという意見が多いのですけれども、そのアンケートの意見の中から2つに絞って少し紹介させていただきます。

1つは、今回想定している物資配分計画についてですけれども、非常にわかりにくくて、もう少し具体的に示してほしいということ。例えば市町村によって備蓄している物資の種類や数量、備蓄方法等の状況は異なるし、また、災害規模とか被災状況によりまして、実際に市町村が必要となる物資の種類や数量が異なるということも考えられますので、あらかじめ個々の物資を数量ベースでどのように配分するかを定める計画を策定するのは難しいのではないかという御意見。これは私どももなるほどなと思うのですけれども、こういう御意見が3つの県から出されておりました。このあたりを考えると、この物資配分計画というのは一体どういうものになるのか、もう少し具体的な形を詰めていく必要があるのではないかということでございます。

もう一つ、御紹介させていただきますと、これも非常に気になる意見ですけれども、特に医療の関係です。よく応急仮設住宅とかの先取りとかが問題になっていますけれども、私どもの意見の中には、医療資源が指定都市に集中していることに関しての懸念がございます。これに関しては、協議を調えるのに相当な困難が予想されるのではないかということで、この都道府県による広域調整が円滑に機能する仕組みがある、その医療資源についてもそういう仕組みがあるということをしっかりとその基準の中に盛り込む必要があるのではないかという御意見がございます。

ほかにも幾つかありますけれども、きょうはこの辺とさせていただきます。ありがとうございます。

○兵庫県 兵庫県の災害対策課長の小野山です。よろしくお願いします。きょうは、防災 監が委員なのですけれども、公務の都合で代理で出席しております。よろしくお願いしま す。

早速、私からは、資料3-1の指定基準の関係で検討に当たり、重要な視点を申し上げたいと思います。これまで検討会での議論、あるいは国会での法案審議において客観的な基準を定める、あるいは指定に当たってはこの基準がしっかりと定まっているかどうかを確認するという答弁もございました。その関係でいいますと、指定基準は客観的なもの、あるいはしっかり確認するという話ですので、これから策定する指定基準の内容の明確化をどこの範囲までやるかというのが非常に難しいのかなということが1つあります。恐らく、現案のままではなかなか難しいのではないか。これを少しブラッシュアップしていく必要があるように思います。

特にここに書いてある1、2、3、4の中では、道府県で主に関係するのは1の部分で、 我々が一番興味を持っているというか、関係するところなのかなと思います。要するに、 道府県あるいは救助実施市の双方で具体的にどのような形で担保またはそれを確保するの かということが明確化されていなければいけないのではないかと思います。これは救助実施市が国に対して申請を行う場合に、どの程度整備されているかどうかということにも影響してくる。あわせてこの整備状況によって知事への意見聴取への回答に影響するということもありますので、これらが一つ大きな視点といいますか、今後検討するに当たって重要なポイントになってくるのかなと思います。

以上です。

○広島県 広島県の桜井でございます。この7月の豪雨災害に際しましては、内閣府を初め、国の関係機関、それから他の都道府県の皆様に人的・物的に多大な御支援をいただきましたことを、この場をおかりしましてお礼申し上げます。

広島県は、4年前、平成26年にも土砂災害。これは主に広島市ということで、二、三、浸水した市町はあったのですけれども、このときには県と市との調整というのは余り問題にならなかった。今回は、県内に23市町あるのですけれども、15市町が災害救助法を適用するような災害に見舞われたということで、まさに県が調整するような場面にはなるのです。災害の特徴としまして、道路と鉄道がかなり寸断された、交通インフラがばらばらになったということで、物資の配分の部分で申し上げますと、やはり道路事情によって避難所への物資の搬送がおくれたという事例がございました。先ほど来、物資配分計画のお話がありますけれども、事前に計画を立てていても、それどおりにうまく機能しないのではないかという懸念はあるかなと考えております。

それと、県と政令市との関係でよく問題になるのは、応急仮設の建設の問題です。今回の豪雨災害では、広島市は全て民間の借り上げで対応するということで、そこの部分では問題は生じなかったということです。

例えば広島市が救助実施市となると、どうしても広島市を中心に交通インフラも整備されていますし、民間事業者等、特に重機などの活用の部分で広島市に集中しておりますので、他市町の被災者の方から見ると、広島市の復旧とか復興が早くなっているように見えるということなので、そこの部分は慎重に、やはり県が総合調整を働かせているのですよというのが見えるような形での制度の整備が必要かなと考えております。

以上です。

○内閣府政策統括官(防災担当) 今、御意見をいただいている最中なのですが、私、この後、文科省の地震調査研究推進本部のほうへ出なければいけないので、ここで一言申し上げさせていただきます。

今回の7月豪雨の関係では、各都道府県さん、政令市の方々、応援いただきまして本当にありがとうございました。我々、災害救助の関係も、国のプッシュ型支援などを中心にやらせていただきました。特に今日お集まりのみなし仮設の関係においては、7月7日、8日が雨の一番ひどかった時期ですが、7月15日から倉敷市においていわゆるみなし仮設住居の相談ができる、要するに募集ができるというような非常に迅速な対応をとっていただいたということで非常に感謝を申し上げておきます。1週間でそういうことができると

いうのは非常に大きな成果ではないかと思っています。今後、この指定基準、あるいは実質の実務を御検討いただく中で、今回のいい点、悪い点、いろいろ反省して反映をさせていただければと思います。

大変恐縮でございますが、中座させていただくことをお許しいただいて、簡単でございますが、一言。

(政策統括官退室)

○熊本県 熊本県の渡辺です。一昨年の熊本地震からこれまで、御出席の皆様にはさまざまな形で御支援いただいておりまして、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。 ありがとうございます。

今回、救助実施市の指定基準ということで4点お示しいただいておりますけれども、私どものほうで、何といっても、救助実施市と都道府県との連携・調整の体制がきちんととられているといったことが何より大事かなと思っております。熊本地震の際におきましては、発災後でございますけれども、災害現地対策本部に派遣されておりました国の幹部職員の方々と県の副知事、各部長、それに熊本市の副市長に御参加いただいて、毎日、災害対策本部会議後に会議を開催いたしまして、意見の交換とか情報の共有化を図っておりました。そういったことで、発災後の対応はきちんとできていったものだと思っております。

ただ、反省といいますか、もっとこうすればよかったのかなと思っておりますことは、 熊本市さんとの間で事前にいろいろ取り決めができていなかったといったことが反省点と してございまして、そういった意味から、発災前・後、いずれにおいても連携体制がきち んととれていること、これが何より大事だろうと思っております。

以上でございます。

○全国知事会 全国知事会の大田と申します。よろしくお願いいたします。

私ども、オブザーバーという立場で参加させていただいておりますが、今まで実務検討会を通じてずっと議論になっていたのが、広域調整機能をいかに担保するか、担保できるのかということと、それに関わりまして、指定都市による資源の先取りが起きないのか、また、救助内容に不公平が生じないのか、その3点に集約されると考えております。

先ほど三重県さんから御紹介いただきましたけれども、今回、政令指定都市を抱える15 道府県に行ったアンケートの回答の中でも、その3つの視点にかかわる御意見がほとんどであったと感じております。知事会としましては、改正法に基づきまして新しい体制における救助実施が円滑にできるように、ここに参加していない10道府県の意見を含めて取りまとめを行いまして、できるだけ円滑な救助実施に資することができるよう努力してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

- ○内閣府参事官(被災者行政担当) それでは、指定都市側からお願いします。 では、横浜市さん、お願いします。
- ○横浜市 横浜市の藤沼でございます。本日は、指定都市市長会の会長市としての立場からも発言させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、今まで、御存じのとおり、指定都市市長会からは災害時における円滑かつ迅速な支援を可能にするための今回の災害対応法制の見直し、災害救助法の改正につきまして、長年にわたり求めてきたところでございますが、このたび、小此木大臣を初め政府の御尽力によりまして、衆参両院において全会一致で可決されたことを指定都市市長会会長市としてまずは深く感謝申し上げます。

この法律の改正によりまして、道府県の連絡調整機能が強くされて、あわせて、救助実施市として指定都市の災害対応力を十分に活用できる仕組みができたものと受けとめております。指定都市といたしましては、国会及び政府の期待に応えるべく、被災した地域全体の住民の方々を支援するために、道府県と連携して取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。また、今回は、このように指定基準につきまして議論する場を設けていただきまして大変ありがたく思っております。

それでは、この指定基準の作成に関しまして、会長市といたしまして指定都市市長会の 考え方を手短に述べさせていただきます。

まず、基本的な考え方でございますけれども、基準の策定に当たっては、客観的な基準であるとともに、希望する全ての指定都市が指定を受けることができることを前提とした基準としていただきたいと考えております。指定都市は、避難所の設置を初め、ほとんどの災害救助事務につきまして通常災害では救助の実施主体であり、また、災害救助法が適用される大規模災害におきましてもこれまでも道府県から委任を受け実施してまいりました。平常時から救助の実施主体として準備を進めておりますので、このたびの平成30年7月豪雨に際しましても的確・円滑な被災地支援を実施することができたと考えております。

指定都市の救助事務の組織体制でございますけれども、平常時から全指定都市20名~40 名程度の危機管理専門部署が組織されております。災害救助法を適用するレベルの大規模 災害に対応することができる一定の組織体制が整備されているものと考えております。

また、救助実施市になりますと、このほかに法の適用あるいは特別基準に係る国との協議また求償事務など新たな事務が発生いたしますが、これらを円滑に実施できるように実施体制も今後整備できるものと考えております。

最後に、道府県の皆さん御懸念の連携体制でございますけれども、食料や住宅資材の供給見通しなどを踏まえまして、物資の配分計画などについて平常時から道府県さんとの調整をあらかじめ十分に行っていることが大事だと考えております。そうすることによりまして、道府県の役割である広域調整が迅速かつ円滑に実施できるようにしっかり協力して連携して災害対応に取り組んでいける、そういう体制ができるものと考えております。

この点に関しましては、先ほど神奈川県さんからもお話がありましたけれども、既に法 改正前から県さんの非常に高い意識もあり、災害対応については本市と県との間で協議、 さまざまな相談もさせていただいております。また、今月からは、川崎市さんや相模原市 さんも県内で加わっていただいて、意思疎通を非常に密にしているという状況でございま すので、これからも他の道府県さんも含めましてぜひこの改正の実質を実現するように力 を合わせていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

○仙台市 仙台市の危機管理監の佐々木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 まず、救助実施市と道府県さんとの広域調整また連携体制についてでございますけれど も、各県さんからも、一般市町村に迷惑をかけないというお話がございました。指定によ りましてむしろ一般市町村の災害救助が進んでいくという形の方向で我々も考えていきた いと思っております。事前に県さんが策定する地域防災計画、また協定等に基づきます、 恐らくこれは住宅資材が中心になるのかなと思っておりますけれども、物資の配分計画と いったものの中で市が救助を実施することが大前提であることにつきましては、私どもも 異論がないところでございます。

また、大規模災害の際に市側による県の災害対策本部への意思決定の参加といたしまして、必要に応じまして市の連絡員等を派遣いたしまして、国、県との情報、あるいは認識の共有を図っていくといったことで、支障の回避、課題解決の迅速化といったことなど、調整連絡体制は確保できるものと私どもは考えてございます。

組織体制といたしましては、今、横浜市さんからもお話がございましたけれども、これに加えまして、仙台市の例で申し上げますと、避難所の担当を庁内の各課に割り振っておりましたり、業務継続計画(BCP)でありますとか、災害時の受援計画も定めておりまして、本年は受援業務を具体化する個別の業務シートも作成中でございます。こうした応援体制の整備も組織体制として考慮できるのではないかと考えているところでございます。

関係機関との調整に関しまして、特に建設型の仮設の資源配分でございますけれども、 やはり事前の計画策定等の際に、各種の仕様の共通化を含め、県市また事業者団体の皆様 方と密接な調整を行っていく。さらに、発災後もこの被災状況を十分に踏まえて、また団 体の皆様方も交えて県市で情報共有、必要な協議を行っていくといった共通認識のもとで 発注・建設を進めるといったことが大変重要であろうと考えております。

また、借り上げ型の仮設につきましては、私どもといたしましては、市による物件の先取りといった配分の問題はそもそも発生しないだろうと考えております。東日本大震災の際には、本市の仮設住宅の8割以上が民間賃貸住宅でございます。また、全体の3分の1は仙台市外からの被災者で占められておりまして、仙台市民で仮設住宅を独占するといった状況は全くございませんでした。しかし、円滑な被災者支援のために、市域外からの避難者への対応も含めまして、事業者団体の皆様も交えて県市間で受付、契約スキーム等の共通化を図っておく。さらに、発災後も必要な協議を行いながら対応していく必要があるものと考えてございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。救助実施市指定の申請につきまして、準備行為として法施行前に行うものというふうに理解をしておりましたけれども、その指定を受けるためには、県市それぞれの地域防災計画の改定でありますとか、基金の造成など具体的な準備の必要があるものと考えてございまして、法施行と救助実施市の申請、

指定の先後でありますとか、手続の期限など、今後の全体的なスケジュールなどを別途の 形で結構でございますので、お示しいただければ幸いと考えております。

以上でございます。

○新潟市 新潟市の危機管理監の木山と申します。よろしくお願いいたします。

現在、新潟市と県の間では、物資の調達とか仮設住宅の設置事務について実務者レベルで具体的な検討を開始したところでございます。今後、それ以外の事務についても協議を進めて、制度の効果とか、課題とかを相互で整理・検討していく予定でございます。

救助実施市の制度の活用につきましては、まだ、庁内で意向が決定しておりませんが、 基準が決まってから改めて検討して、できれば私レベルでは活用していきたいかなと考え ております。

指定基準につきましては、もちろん、先ほどから話があるように、客観的な基準が望ま しいのですが、余り高いレベルの基準だと困るかなと。希望しても、例えば組織とかは数 でやられると難しい場合もありますので、希望する指定都市が指定を受けられるような基 準にしていただきたいと考えております。

適用基準については、先ほどからも話があるように、指定都市が救助実施市になるかならないかでほかの市町村に影響が及ぶというのはおかしいのではないかなと考えておりますので、それはぜひ避けていただきたいと考えております。

以上でございます。

○京都市 京都市危機管理監の吉田でございます。よろしくお願いいたします。

まず、京都市ですけれども、京都市は京都府との関係が今のところは非常に良好でございまして、現段階でも、仮設住宅を含めてそういう救助業務については既に委任を受けているという状況でございます。ただ、実態といたしましては、プレハブ協会さんとの協定は京都府だけが結んでおりますので、実際には、委任を受けても災害が起これば調整に時間がかかるのではないかと考えております。したがいまして、今回の救助実施都市につきましては、これによりまして法適用を受けて、特別基準に係る国との協議も京都市独自の判断に基づいてできるということで、スピード感を持った対応ができるというところを期待しているところでございます。

冒頭申しましたように、都道府県との関係につきましては、従来から防災会議あるいは さまざまな会議を通じて良好な関係を持っておりますし、先ほども御発言がありましたよ うに、実際に災害が起こった場合、一定の権限を持った者のリエゾン派遣というのも今後 協議しながら進めていきたいと考えております。

一方で、物資配分計画につきましては、今、京都市と京都府との関係というよりも、逆に、京都市以外の府内の市町村との関係も大きく変わってまいりますし、業界団体との関係もありますので、その計画をつくるのはなかなか難しいのではないかと感じております。特に京都府は南北に長いところですので、災害が北で起こるか南で起こるかということで被害の状況も変わってきますし、いわゆる配分計画としては一定の考え方なりルールなり

が示されればなとは考えているところでございます。

それと、先ほども御発言がありましたように、スケジュール感ですけれども、やはり政 令指定都市でも一定の基金を確保する必要がございます。また、制度設計もする必要がご ざいます。それは全て議会とのかかわりもございますので、準備行為を含めた今後のスケ ジュール感を具体的にどこかで示していただければなと感じているところでございます。 京都市からは以上でございます。

○神戸市 神戸市の危機管理監の山平でございます。よろしくお願いいたします。神戸市から若干の御意見と御報告を申し上げたいと思います。

先般、先ほどから話がありました7月豪雨につきましても、神戸市でも一定の土砂災害が発生しまして全壊家屋が一定数発生したことで、生活再建支援法のほうが初めて適用されたということになってございます。阪神淡路大震災を契機に制度化いただきました生活再建支援法が初めて神戸市にも適用されたということで、非常に感慨深いものがあると同時に、災害に対します備え、あるいは被災者視点での制度といったことをあらかじめつくっていくことの重要さを改めて感じているところでございます。この間、内閣府を初め、国、関係自治体の皆様からさまざまな御支援をいただいたことに改めて感謝申し上げたいと思います。

また、今回の豪雨のほうは、災害救助法については4号基準適用の中で神戸市は適用になりませんでしたが、今回も兵庫県さんとは救助法適用に係る意見交換、それから、その後の災害対応において緊密に連携をとらせていただきまして、大きな問題は生じていないと考えてございます。

今回の指定基準の中で、特に県さんとの調整・連携体制が重要かと思います。兵庫県さんとの関係については、日ごろから連携は緊密に行っているところですけれども、今後とも定期的な連絡会議、あるいは連絡窓口の明確化、発災時のリエゾン派遣など、調整・連絡体制を仕組みとして担保していくことは重要であると考えてございますので、今後、定められます客観的、具体的な基準に従って体制を整えて指定のほうを受けていきたいと考えてございます。

いずれにしましても、災害の状況は多様でございますので、阪神淡路ですとか東日本等の大震災、また今回の水害のような広域的な災害については、兵庫県さんの広域調整のもと救助事務を担いたいと考えてございます。

一方で、災害の範囲がおおむね神戸市の市域内におさまっている場合など、神戸市がみずからの事務として救助事務を行うことで、今般の法改正の趣旨、円滑かつ迅速な災害救助が特に発揮しやすいのではないかと考えてございます。

いずれにしましても、災害の規模や状況に応じて兵庫県さんと緊密に意思疎通を図りながら、最も効果的、効率的な役割分担で災害対応に当たってまいりたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○熊本市 皆さん、こんにちは。熊本市の政策局長の古庄と申します。まずもって、一昨年の熊本地震の際には、国を初め、皆様方の御協力によりまして、今、7月の豪雨災害では、対口支援先である愛媛県西予市様のほうに延べ2,000人ぐらいの職員を派遣するような状況になっております。これも皆様方のおかげだと思っております。改めてお礼申し上げます。

それでは、私からは指定基準のたたき台について、今、熊本市としては、救助実施市制度活用については、この指定基準が定まり次第それを検討した上で申請するという意思決定をさせていただいておりますので、私どもの今の検討状況を御紹介させていただいて、何かの参考になればと思っております。

まず、県との調整につきましては、私のほうで申請をする方向でいくということで県の 部長さんにもお話ししまして、県としても法の改正の趣旨を踏まえて連携していくという ことで、既に事務レベルでも会合をさせていただいているところでございます。

その中で、物資供給計画等々については、先ほどありましたように、それぞれの市町村も含めた備蓄の状況とともに、熊本地震の中では、1つは、備蓄がなかなか足りないというところでは、それぞれの業界団体との協定に基づいて流通備蓄ということで、今、取り組みを進めているところでございます。また、国からのプッシュ型支援もいただいて、大変重要な支援をいただいたところなのですが、そういうものも含めたところでの物資配分計画が必要なのかなと思っているところでございます。

いずれにしても、この件については県と連携して進めていきたい。また、先ほど県からも御紹介がありましたように、県の災対本部の中に副市長を参加させていただきまして、そういった連絡体制もとらせていただいたところでございます。今後は具体的な基準が示されたら、さらにもっと突っ込んだ協議をさせていただきたいと考えております。

また、次の「一定の組織体制」については、大規模災害時にはトップのリーダーシップのもと一丸となってやるというのが非常に重要かと考えております。私ども政策局は市長のトップマネジメントを担当するところなのですが、政策局の中に危機管理がございますので、私どもとしては、災害救助法の実施市になった場合には、当然、危機管理のほうにやらせていこうと思っています。実務的には健康福祉、あるいは建築関係、あるいは税関係が出てくるのですが、健康福祉の場合は、基礎自治体の場合はどうしても自治事務として罹災証明が真っ先に必要になってきますので、健康福祉局の業務が非常に大きくなりますので、全体調整を含めてやはり危機管理でやるような形で組織体制を、今、準備をしているところでございます。

また、一定の財政基盤につきましても、基本的には災害救助基金の拠出あたりになるかと思うのですが、これについては県との協議もございます。それを含めて一定の必要な基金の積み立てについては十分対応するということで、財政当局とのお話もついているところでございます。

また、関係機関との連携についても、国あるいは業界団体、トラック協会とかプレハブ

協会、あるいは不動産協会とも県のほうでも協定を結ばれておられますが、私どものほう もそれぞれ協定を結んでおりますので、広域調整のもとで改めてその協定の見直しを含め て具体的な基準が示されたら、また必要な対応を図っていきたいと考えているところでご ざいます。

熊本市からは以上でございます。

○指定都市市長会 指定都市市長会事務局長の高倉と申します。オブザーバーで参加させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

災害対策の業務につきましては、指定都市に求められる責務の中でも、近年、非常に重要性を増している子ども子育てと並んだもう一つの分野ということで、その重要性は大変高いと考えています。指定都市市長会では、年に3回、20市の市町が集まって議論する場がございますけれども、その市長会議においても、災害救助法については毎回議題に取り上げまして、今後の対応の方向性を確認して取り組んできたという状況になってございます。

また、指定都市市長会では、平成24年度から広域の災害の発生時についての行動基準を 定めておりまして、職員派遣を通じて被災自治体を支援するという仕組みを持ってござい ます。7月の豪雨においても、この仕組みを活用しまして、一般市町村も含めて、先ほど もありましたけれども、熊本市さんが西予市のほうを支援するという形で、指定都市が1 対1の対口支援の形で被災自治体を支援するという取り組みを行っているところでござい ます。

災害については、発生時刻でありますとか、季節でありますとか、また、20市ございますので、都市の地形とか、都市機能の状況とかもまちまちでございますので、その状況によって大きく変わると考えています。そのため、指定基準につきましても、余り詳細なものということではないのかなと思っていまして、多様な災害に柔軟に対応できるような観点が必要なのかなと思っています。また、これを機能させるためには、今回もつくづく実感しましたが、平常時からきちっと機能させておいて、顔の見える環境をつくっておくということが非常に重要なのではないかなと考えています。

こういった観点から、オブザーバーという形ではございますが、客観的な基準ができて、 希望する指定都市が指定を受けられるように調整していきたいと考えております。よろし くお願いいたします。

○内閣府参事官(被災者行政担当) それでは、日本赤十字社さん、お願いいたします。 ○日本赤十字社 日本赤十字社救護・福祉部長の堀と申します。どうぞよろしくお願いい たします。

申し上げるまでもなく、日本赤十字社は災害救助法において地方公共団体とともに救助団体として位置づけられてございまして、協力義務がございます。これまでも、阪神淡路大震災、東日本大震災、平成28年熊本地震をはじめ、さまざまな災害におきまして、また、今般の平成30年7月豪雨災害においても救護班等を派遣いたしまして救助を実施している

ところでございます。

今回の法改正によりまして、救助実施市として指定都市においても救助の主体として実施が可能になったことから、日本赤十字社としては引き続き災害時の救助を円滑に実施できますよう、救助実施市指定基準等について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〇内閣府参事官(被災者行政担当) 間もなく小此木大臣が御到着されますので、一旦議事を中断させていただきます。

大臣御挨拶の撮影は可能ですので、よろしくお願いいたします。

(特命担当大臣入室)

- 〇内閣府参事官(被災者行政担当) ここで内閣府特命担当大臣(防災担当)の小此木大臣から御挨拶申し上げます。
- 〇内閣府特命担当大臣(防災担当) おはようございます。会議中とは存じますが、恐縮です。防災担当の小此木八郎でございます。

災害救助法が改正されましてこの6月15日に公布されたところでありますが、長年の地方自治体による災害についての本当に懸命なる御努力にまず感謝をしたいと存じます。私、就任いたしましてから1年がたちましたけれども、この1年は今まで以上に災害が多く、雨、雪、地震、火山等々たくさんございました。被災地を訪ねるたびに、その悲惨さ等々を感じます。皮肉ではないのですが、被災をするという経験に基づく市民の皆さんの災害あるいは防災に対する意識が高くなってきているのかなと感じることも多くありました。

そういう中で、公的機関がいかに防災あるいは災害救助ということ、さらに、一人でも多くの命を守るということにつきましての意識を高く持っていかなければいけないということを我々も感じた中で、国会の衆議院、参議院でもこの災害救助法の改正に私なりに取り組んでまいりました。改正災害救助法において防災体制、財政状況、その他の事情を勘案して、災害に際し、円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして、内閣総理大臣が指定する救助実施市制度が創設されることとされています。

また、都道府県知事は、救助に必要となる物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、 救助実施市の長及び物資の生産等をなりわいとする方々、その他の関係者との連絡調整を 行うものとされております。さらに、都道府県と市町村との間で大規模、広域的災害に備 えて、迅速かつ円滑な救助の実施体制が構築されるといった地域的検討が行われることが 非常に重要なことであると思います。そのため、災害救助法の実施体制については、都道 府県を中心に日々考えてもらうことが必要であり、都道府県や指定都市に内閣府事務方が ヒアリングを開始しておりますことから、救助実施市の制度の活用に向けた都道府県との、 あるいは指定都市との話し合いをきっかけにしていただいて、これまで以上に密にその情 報、認識の共有をしていただきたいと思います。

また、救助実施市制度とあわせ、災害発生時の迅速な対応を可能とするよう、都道府県と市町村の間でも、平時の事前の事務委任を進めるように引き続き都道府県には強くお願

いをいたします。全国的に見ると、事務委任がなかなかできていなかったという数字も報告されています。いろいろなことで、現実が難しいこともありましょうが、まずは県と指定都市では、県と市町村、国も含めてこれからさらにいろいろな情報共有をしていかなければならないということを感じております。大災害に際して、先ほど申し上げましたように、一人でも多くの命を救うということについて、この法律、あるいはこの法律があろうとなかろうと、まずは国がしっかりとそういう気持ちを、お集まりの皆さんを初め、各自治体の方々、国民の皆さんに発信をし続けることが大事であろうかと思いますので、国も私もこれからもしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ御認識のほどよろしくお願いを申し上げます。

途中ではありますが、挨拶をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○内閣府参事官(被災者行政担当) ありがとうございました。

小此木大臣におかれましては、所用がございますことから、ここで退席いたします。

○内閣府特命担当大臣(防災担当) ありがとうございました。

(特命担当大臣退室)

〇内閣府参事官(被災者行政担当) 報道機関の方々はこれ以降の撮影につきましては御 遠慮いただくようお願いいたします。

再開いたしたいと思います。

最後に、プレハブ建築協会さん、全国宅地建物取引業協会連合会さん、全日本不動産協会さん、全国賃貸住宅経営者協会連合会さん、全国建設労働組合総連合さんの順番で御発言をおねがいいたします。

○プレハブ建築協会 プレハブ建築協会の平瀬でございます。よろしくお願いいたします。 まず最初に、この程の7月豪雨災害における仮設住宅の建設の状況をご報告させていた だきたいと思います。

既に御存じのように、愛媛県、広島県、岡山県から建設の要請をいただき、全部で348 戸を建設しているところでございます。早いところでは今月の末には完成して引き渡しと いう状況になっていることをまず御報告させていただきます。

さて、今、報告させていただきましたように、プレハブ建築協会は、災害被災者に対し 一日も早く多くの仮設住宅を御提供させていただき、被災者の皆さんが安心して暮らせる ようにとの任務を担っているわけでございますので、これからも鋭意頑張っていきたいと 思っております。

それでは、1つお願いがあります。それは何かといいますと、今まで皆様からお話を伺って、これでいくとうまく早急に対処できるのではないかと思いますが、いざ発災したときに、現在、都道府県さん・被災県から、仮設住宅を建ててほしい旨のあっせん要請が来るわけですが、今後、指定都市さんが加わることで、そのあっせん要請が複雑化といいますか、一本化ではなく、二本、三本化になる可能性がございます。そうしますと、受ける側のプレ協としましては、いろいろな支障が生じるのではないかと危惧するところです。

できれば被災県が一本として要請していただければ、それこそ一日も早く建設ができ、被 災者の方に御提供できるのではないかと思いますので、ぜひこのことをお考えになってい ただければありがたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○全国宅地建物取引業協会連合会 全国宅地建物取引業協会連合会の佐々木でございます。 また、私は宮城県の宅建協会の会長もしております。どうぞよろしくお願いいたします。

今、プレ協さんからも御案内がございましたように、私自身が東日本大震災の宮城県の 仙台におりましたので、いろいろな形で御協力させていただいた一人でもありますし、現 場をくまなく見させてもらった一人でもあります。

そういった中で、これまでの会議の中でも何遍かお話をさせてもらっておりますけれども、まず、被災された方々に対する対応、あるいはサービスについての格差があってはいけないということが大前提だと思います。加えて、宮城県内あるいは仙台市以外からの被災された方々の流入・流出も実は相当あったわけであります。こういった方々に対する対応も、罹災証明の発行等について自治体によってかなり時間差がありまして、我々も協力したくても実際のところ厳しかったという点も実はございます。

そういった中で、今回、法改正によって、県あるいは指定都市がそれぞれそういった責務を行うということについては全然反対はしておりませんけれども、窓口についてはできるだけシンプル化を強く求めていきたいと思っております。資源の先取りは多分ないとは思いますけれども、対応する側としましても、いろいろな経験をさせていただいて大変な思いをしているところから、その辺についてはわかりやすいスキームなどの共有をさせていただければなと思っています。

宮城県内では、仙台市においては約2万4000~5000件のみなし仮設を提供させていただいたところでございます。今後とも我々協力関連団体が一緒になって、みなし仮設、仮設住宅の建設用地も含めながら、それぞれ指定された団体あるいは自治体とともに、しっかりと協議を行っておくことが極めて肝要と思いますので、どうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

以上であります。

○全日本不動産協会 全日本不動産協会の南村と申します。兵庫県の本部長を仰せつかっておりますので、神戸市さんとも兵庫県さんとも、いつもありがとうございます。宅建さんとも同じ業界団体ということになりますので、悩みとか、今回のこの議論に対しての意見というのはほぼほぼ共通したものがございます。

1つ私どもとしてぜひお願いをしたいのが、今回、指定基準を施行するときに組織体制の整備をしないといけないことになっておりますが、その組織体制の整備というのが、有事のときというのは当然のことなのでしょうが、平時のときからしっかりとその組織体制整備をお願いしておきたい。ぜひ、私ども業界団体も含めた関連団体をきちっと調整していただきまして、常に平時の状態のときから危機管理を共有するというか、民間と共有を

していただきたいということをお願いしておきたいと思います。

結局、我々の業界団体に関しましては、有事のときに一早く応急仮設住宅の手当て、あっせん、それから、先ほど会長もおっしゃいましたように、建設仮設住宅に供する土地の提供情報という部分について会員各位に一早く情報提供を求めたい。それは当然のことなのですが、常々思うのは、今まで起こってきた各種の災害で、それぞれの行政から、もしくは国の機関から要請されるのが、まず、仮設住宅に供することができる民間賃貸住宅の数を出せと。地域割で、今、どこにどれだけの民賃があるのか、そういう統計を求められる。それが何の意味があるのかなと思うわけです。実際にその数を出したところで、その住宅が全て民間賃貸住宅に供せられることは当然ないわけですから、安否確認もできていない状態の中で数を求められるという部分が今まで非常に多かったように思います。今回の法施行に期待する部分は、そういうことはどちらにしましても、必要であれば必要である部分が当然対応するわけですが、それよりも中身の部分をきちっといち早く被災者に提供できるような仕組みを官民合わせてつくっていける、それのスタートラインに今回の救助法の改正をしていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○全国賃貸住宅経営者協会連合会 ちんたい協会の南と申します。本日は、会長の三好の 代理で出席をさせていただいております。

このたびの西日本豪雨に際しまして、私自身も岡山と広島のほうに3週間ほど現地入りをしまして、日々、市や県の職員の方と打ち合わせをさせていただきました。被災自治体の職員の方々は、不眠不休の中、かなりのスピード感をもって御対応いただいておりまして、それを目の当たりにしましたので、改めまして御礼申し上げます。ありがとうございました。

日々、打ち合わせをさせていただく中で、やはり連携の重要さというのを非常に強く感じました。今回の指定基準の「4 関係機関との調整」のところに「都道府県の広域調整の下で、業界団体と協定等に基づき、連携体制がとれること」という文言があります。先ほど「協定等」のところで打ち合わせなども含めるということの説明を伺いましたので、この打ち合わせのところで、業界団体は当然のことなのですけれども、都道府県の方々とも1つのテーブルであらかじめ打ち合わせ等をさせていただいて連携体制がとれることになるとよろしいかなと感じております。

もう一つは、これもかねてから発言させていただいていることなのですけれども、住宅部局と福祉部局など横のつながりで連携を強化していただければなというのがあります。 今回の災害も、借り上げ住宅というのは住宅部局のほうで対応することが多いかと思いますけれども、民間の賃貸住宅というのは基本的に中身の設備等がないものですので、そうした日用品ですとか家電等の提供というのが福祉部局の担当になるというふうに伺っております。

そうした中で、最終的には入居後とかに日用品の提供もしていただいているような状況

ではあるのですけれども、被災者の方の立場からしますと、日用品も含めた上で住まいの確保ということになりますので、あらかじめ入居を決める段階でそうした不安も払拭できるように連携をとっていただければよろしいかなと思います。

以上です。

○全国建設労働組合総連合 全国建設労働組合総連合の徳森でございます。

私どもの組合は、建設関係職人を含めまして全国62万人が加盟をしており、全都道府県に県連・組合がございます。その62万人のうち12万5000人が大工職ということで、応急仮設住宅を木造でつくってほしいと東日本大震災の時に国交省さんなどから御指導いただきまして福島・熊本に続き現在、広島、岡山、愛媛で250戸余りと7つの談話室をまさにやっているところでございます。この間、プレ協さんにもいろいろ御指導をいただきながら、さらには、予算については内閣府さんに、県には発注・契約のお手伝いをいただき、市につきましては仕様や配置計画などいろいろと御相談をさせていただいて、やっと事業を続けている段階でございます。

そういった中、今回の広域災害が起こる中で、今般の災害救助法の改正が今後適用される事態を想定させるものになったわけですけれども、実際に被災した私どもの組合員から 指摘されたことがございますので、その件だけ述べておきたいと思っております。

同県内においてみなし仮設に入居できる2つの基準が一時期存在をしたという話を聞いております。財政力がある政令指定都市が被災者の方を思って、みなし仮設に入る基準を引き下げる政策をとられたわけですけれども、周辺の市は、財政力がないために、そういうところはなかなか踏み切れない。そのあたりを県が最終的には調整を図って、被災者側は同等の制度基準に基づいて入居ができるようになったということです。今後につきましては、県と指定都市、周辺市、この3つのバランスをうまくとっていただいて、被災者が同じように制度を受けられるようにしていただければと思っております。

以上でございます。

○内閣府参事官(被災者行政担当) ありがとうございました。

ここから質疑応答とさせていただきたいと思いますので、御意見がある方はお願いいたします。

○熊本市 先ほどうちの政令市のほうからお話があったように、今、想定されているところで結構でございますので、スケジュール感を具体的にお示しいただけたらと思います。 よろしくお願い申し上げます。

○内閣府企画官(被災者行政担当) まず、現在想定しているスケジュール感で申し上げますと、次回2回目の会議で、できれば今回お出しいたしましたいろいろな細かい指定基準の中身だとか、具体的に今日いろいろと御意見もいただいておりますので、今日御意見をいただいた内容だとかに答えるような形で、より詳細なものを2回目の会議で出させていただきたいなと思っております。

事務的に日程を確認させていただいたところ、個人的な思いとしては、9月下旬ぐらい

に第2回をやりたいなと思っておりましたが、御承知のとおり、9月下旬となりますと、都道府県さん、指定市さん、皆さん議会の関係がおありで、今、9月下旬の日程調整が非常に難しいという状況になっておりまして、2回目は10月の上旬でセットするのかなという感じで考えております。2回目の議論をある程度見ていただいた上で、かつ、2回目の資料はできるだけ9月の中旬とかの早い時点でお渡しして、できるだけ2回目の議論を効率的にさせていただくということで、皆様が仮に御納得いただけるということであれば、できますれば3回目の議論のときである程度会議として方向性を決定していただくという段取りを考えております。できたら2回目を10月の上旬、3回目を10月の中旬という形で考えております。それで改めて皆様に御連絡申し上げたいと思っております。

ただ、こう申し上げると、10月中旬にもう結論を出すのだよねという形で、言い方は悪いのですけれども、結論ありきという形での御批判を事務局としては浴びたくない。そういう御批判もおありかと思いますので、これは仮にというスケジュールで、当然ながら、疑問点があるところについてはいろいろと議論を尽くすという形でさせていただきたいと事務局としては思っております。

以上でございます。

- ○内閣府参事官(被災者行政担当) ほかに何かございますでしょうか。
- ○仙台市 そのスケジュールに関連して。

先ほども申し上げたのですけれども、法の施行が4月ということなのですが、私どもも申請したいと思っているのですが、その申請のタイミングとか、その申請に必要な条件整備とか、その辺の部分というのはどういうふうな先・後の関係になるのかというあたりをちょっとお伺いしたかったのです。

○内閣府企画官(被災者行政担当) 実は、その辺につきましては、2回目の会議の資料で詳細を示させていただこうかなと思っておったところでございます。今回、法律の施行は、御指摘のとおり、4月1日という形になっております。指定につきましては、実は、今、考えておりますのは、あくまでもこれは事務局の仮の案という形でお聞きいただければと思いますが、指定とその効力発生日を分けるという形で考えております。

何を言っているのかと申しますと、例えば来年の31年4月1日で仙台市さんを指定しますという形。これについては公示をしなければなりませんので、今、内閣府告示という形式でやることを考えております。その告示の中でその適用については、例えば10月1日から効力を発生しますという形で、指定の公示と効力発生日を分ける形で考えています。

その心は何かと申し上げると、今回、基金の積み立てということがございますので、当然ながら、市議会の議決の規定だとか、県からしても準備として協定をいつまでやらないといけないのか。言い方は悪いのですが、指定するまで全部やらないといけないのかというと、それはまた大変なことになります。例えば指定を4月1日にやります、その上で10月1日から効力が発生しますという形の2段階ロケットでやった上で、要は4月から9月31日までの間に、すべからくの市議会の議決に基づいて、財政の措置だとか、あと、業界

団体との協定だとか、都道府県とのマニュアルの最終的な詰めだとかという形で、準備期間をとるというようなイメージを考えておるところでございます。

指定都市の皆さんからしますと、4月1日に指定されるためにはどうすればいいのかということだとは思うのですけれども、今、私どもで考えておりますのは、法律のほうで31年4月1日から施行というのは決まっておることでございますので、その準備行為として、これも担当者の腹案という形でお聞きいただければと思うのですけれども、例えば2月28日までに申請があったものについては、そこから1カ月かけて内閣府のほうで審査しつつ、都道府県の御意見を伺いつつ、それで条件が整ったところについては4月1日で指定をするという形で考えておるところでございます。実際に4月1日に効力発生までできるかということで申し上げると、恐らく、これは指定都市の皆さんからするとすごくハードルが高いと考えております。当然ながら、指定されるかどうかわからないのに市議会に救助基金についての予算の議案を出すことについては、指定都市側さんからすると非常にハードルが高いと考えておりますので、今、言ったような形で2段階ロケットのような形で考えておるところでございます。詳細につきましては、2回目の会議のほうでお示ししたいと思いますので、また御批判等をいただければと思っております。

○内閣府参事官(被災者行政担当) ほかに何かございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

○内閣府審議官(防災担当) 先ほど都道府県側からいろいろ意見をいただいておりまし た資源配分計画のイメージでありますけれども、資源配分計画といいますと、どのぐらい の数量のどんな種類の物をどうやってどこそこの市町村のどこそこに運ぶみたいな、そん なイメージになってしまうのかもしれませんが、実際、実災害においてそういった詳細な 計画をつくれるか、あるいは事前にそういったものを用意できるかというのは非常に難し い話でございまして、端的に言いますと、資源配分をするための手順が計画上きっちり決 まっていればいいというものではないかとイメージしております。大災害を経験された県 ですと、いろいろノウハウもおありかもしれませんけれども、そうでないと、今、資源配 分計画を何も持っていらっしゃらない、検討もしていらっしゃらないところも多いかもし れませんが、端的に言うと、県庁の中の何部何課の誰が何をするのかといった県庁の中の 役割分担とか、先ほど関係団体の方からるるお話がありましたように、窓口はシンプルに しないと混乱するわけでございますので、県の誰が関係団体の誰と連絡をとってそういっ た調整を進めるかとか、その際、救助実施市や市町村の方々とどういう手順で調整を図っ ていくのかとか、そういった手順をあらかじめきちんとつくっておくことが最低限必要に なってこようと思いますので、そういった手順をつくっておくことが資源配分計画のポイ ントだと思っております。

そう考えますと、それほど詳細なものではなくて、考え方によっては、例えば南海トラフとか首都直下とか、ある程度シミュレーションのデータがあるようなところは、一定の 災害が起こったことを前提に、1つの典型的な例をつくっておいて、それを実災害におい てバリエーションを変えて適用していくということもあるでしょうし、そういったものがなければ手順だけ書いておくということもあるでしょう。そういったものをつくっておくということだと思っておりますので、そういうものを救助実施市と都道府県とであらかじめ協力してイメージを合わせてつくっておいていただく。そんなイメージなのかなと思ってございます。考え方については、また第2回以降で御提示をさせていただきたいと思います。

今回、その救助基準については客観的なものをつくるという国会答弁もさせていただいておりますけれども、基本的には、都道府県、救助実施市と関係団体の方々との信頼関係をいかに構築しておくのかということに尽きると思います。実際に災害が起こりますと、平時では考えられないような業務量をこなしていかなければなりませんので、今、県だけが救助主体となって行っているものを、政令市の方々の財源と人材を活用してうまく機能させていく。そのためには、信頼関係がないところでやってもうまく回らないので、事前にいろいろな取り決めをして、いざ発災した後でもきちんと機能していくようにしていくことが話の本筋だと思っております。そういう意味では、次回御提示する基準についても、余り詳細で数値がいろいろ書いてあるものを出してしまいますと、それはそれでかなり縛られてしまう部分もございますので、どういうことを確認できればお互い信頼関係のもとに事務の分担ができるのかという観点で、そういう意味での客観的、標準的なものをお示していくイメージなのかなと思ってございます。きょういただいた御意見を十分取り入れながら、少しブラッシュアップしたものを御提示させていただきたいと思ってございます。

それから、今後のスケジュールについては、先ほど安藤から申し上げたことを事務局案としては持ってございますが、来年4月の施行に合わせて、議会との関係も含めて、すぐにでも救助実施市となって実際に事務が行えるようにしたいということがあれば、私どもも基本的には国会で約束した施行日が来年4月なものですから、そのときに間に合わせるように検討を急ぐというのは当然の話でございます。そういう意味でも、10月、次回、第2回、第3回でこの検討を進めさせていただいて、できるだけ早く県と市との実際の協議が進むように段取りを考えていきたいと思っております。そのことについてはまた御意見をいただければと思ってございます。

○内閣府参事官(被災者行政担当) では、ほかに意見ございますでしょうか。

○全日本不動産協会 済みません。今の審議官のお話を聞いて、もやっとしていたものがすっきりした感じがしたのですが、民間側として、皆さんがおっしゃる最終的にスムーズに事が運ぶようにということでちょっとイメージを持っていたのですが、指定都市と都道府県との関係というのが、両方であるというのはそれは前提でいいのですけれども、例えば実際に災害救助に当たっていろいろな事務が煩雑に出てきた場合に、何となく県のほうは指定都市に関しては指定都市さんがやられる、そちらには余り関与しない、傍観者的な部分が都道府県側に見えてくる。当然、災害というのは限られた地域だけということでは

ありませんから、指定されていない市町村のほうには県のほうは結構力を入れる。そうい うような構図がどうしても頭に浮かぶのです。

我々民間側というのは、そういうことは関係なしに災害に対する対応をやっていかないといけないことになりますから、その辺のところで、先ほど新潟の方が言われたと思うのですが、私どもが言うことではないかもわかりませんが、今回の検討会議の指定基準の部分についてはできるだけハードルを余り上げないほうがいいのではないのかなという感じがちょっとしております。その辺を含めて皆さん方で御検討いただきたい、そんなふうに思いますので、一言意見として申し上げておきます。

以上でございます。

○内閣府参事官(被災者行政担当) ほかに何かございますでしょうか。

ないようでしたら、次回の開催につきましては後日事務局より日程を御連絡させていただきます。次回は、引き続き指定基準の内容の詳細につきまして議論をお願いしたいと考えております。

それでは、閉会に当たりまして、審議官の米澤より御挨拶申し上げます。

○内閣府審議官(防災担当) まだ第1回でございますので、挨拶ということでもございませんけれども、特に広島県さんは災害対応中にかかわらず御出席いただきまして、ありがとうございます。国としても幾多の災害を経験してさまざまな検討を重ねて、災害対応をできるだけよくしていく努力をしているところでございます。都道府県、政令市においても同じ状況だと思っておりますが、今回の法改正の趣旨は、皆さんの総力を挙げて、できるだけ被災者のためになるような制度改正をするということに尽きるわけでございますので、この第1回をきっかけにできるだけ早くきちんとした基準をつくって、この法改正の実施に移っていきたいと思っておりますので、どうか御協力をよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。

〇内閣府参事官(被災者行政担当) それでは、以上をもちまして、本日の検討会を終了いたします。本日は、お忙しい中、ありがとうございました。